

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年8月30日（平成29年（行情）諮問第352号）

答申日：平成30年9月25日（平成30年度（行情）答申第231号）

事件名：行政文書ファイル「日米防衛協力（CDWG2）」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる5文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、文書2の26枚目本文11行目を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書1（以下、審査請求1による審査請求を「審査請求1」という。）

（1）審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月4日付け情報公開第00729号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 他にも文書が存在すると思われる。

テーマの重要性に鑑みると特定された文書が少なすぎると思われる。

2 審査請求書 2（以下、審査請求 2 による審査請求を「審査請求 2」という。）

（1）審査請求の趣旨

法 3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成 28 年 5 月 25 日付け情報公開第 01052 号により外務大臣が行った一部開示決定（以下「原処分 2」という。）の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

ア及びイ

上記 1（2）ア及びイに同じ。

ウ 改めて文書の特定を求める。

文書 6 についても件名等の特定を求めるものである。

3 意見書

開示される時期について明らかにするべきである。

補充理由説明書において文書の一部について開示すると表明されているが、時期が明らかにされていない。

開示時期が不明であるなら、このような表明は「絵に描いた餅」にすぎないので、開示される時期についておおよそであっても明らかにすべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

外務省は、審査請求人が平成 27 年 10 月 21 日付けで行った開示請求「行政文書ファイル「日米防衛協力（CDWG 2）」につづられた文書の全て。（裏面に出典をプリントアウト）」に対し、法 11 条による特例延長を行い、相当の部分として 1 文書を特定の上、部分開示とする決定（平成 27 年 12 月 21 日付け情報公開第 02207 号。以下「先行決定」という。）を行った後、4 文書を対象文書として特定し、その全てを部分開示とする原処分 1 を行った（平成 28 年 4 月 4 日付け情報公開第 00729 号）。その後、原処分 1 の一部を変更すべく、同対象文書を、5 文書に分けて特定し直し、文書 2 ないし文書 5 については部分開示を維持しつつ追加開示を行うとともに、文書 6 を不開示とする原処分 2 を行った（平成 28 年 5 月 25 日付け情報公開第 01052 号）。

原処分 1 及び 2 に対し、審査請求人は、不開示処分の対象部分の特定、一部に対する不開示決定の取消し及び一部文書の件名等の特定を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分 1 及び 2 において部分開示

とされた，別紙に記載の5文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書2，文書4及び文書5の総番号，発受信時刻，パターンコード，配布先一覧及び各ページの背景に斜めに被覆した部分は，現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり，公にすることにより，電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ，国の安全が害されるおそれ，交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条3号及び6号により，不開示とした。

イ 文書2，文書4（以上，上記アの不開示箇所を除く。）及び文書5（上記ア及び下記エの不開示箇所を除く。）の不開示箇所は，公にしないことを前提とした米国との協議の概要に関する記述及び我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって，公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，米国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ及び政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため，法5条3号及び5号により不開示とした。

ウ 文書3の不開示箇所は，協議における我が国政府の対処方針に係る情報が記されており，公にすることにより，米国との交渉上，我が国として不利益を被るおそれがあるため，法5条3号により，不開示とした。

エ 文書5の3頁目1行目の不開示箇所は，行政機関の非公表の直通電話番号であり，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号により，不開示とした。

オ 文書6の不開示箇所は，省内決裁の過程で関係部局により記入された，協議の概要及び記録，対処方針並びに日程調整についてのコメントであり，公にすることにより，外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号により，不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は，「本決定における特定の仕方では不十分である。」として，不開示処分の対象部分の更なる特定を求めている。

しかしながら，外務省は，不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており，同請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」として，原処分1及び2に係る決定の一部取消しを求めている。

しかしながら，外務省は，上記(3)のとおり，対象文書の不開示該当事由の該当性を厳正に審査した上で原処分1及び2に係る決

定を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は、「テーマの重要性に鑑みると対象文書が少なすぎる。」として、対象文書を追加で特定することを求めている。

しかしながら、先行決定で特定された1文書並びに原処分1及び2において既に特定している文書2ないし文書6は請求対象となったファイルにとじられた全ての文書であり、文書の特定に漏れはなく、同請求人の主張は当たらない。

エ 審査請求人は、「文書6についても件名等の特定を求める。」として、文書の件名等の特定を求めている。

文書6は、省内決裁の過程で関係部局により記入された、協議の概要及び記録、対処方針並びに日程調整についてのコメントであり、たとえ件名でも、公にすることにより、外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、件名を「決裁過程の文書」とした上で法5条6号により、不開示決定を行ったが、改めて精査した結果、件名を「CBRN防護ワーキンググループ（全体会合の記録・概要、議題案等）」と改めた上で、法5条6号により、不開示決定を維持することとする。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、文書6の件名を改めた上で、その余については原処分1及び2に係る決定を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 文書6は、協議の概要及び記録、対処方針並びに日程等の調整の検討に係る文書であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号の不開示事由を追加する。

(2) 別表に掲げる部分については、法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。なお、このうち文書5の3枚目1行目については、原処分にて、「行政機関の非公表の直通電話番号」としたが、「行政機関の非公表のFAX番号」に修正する。

(3) 文書2の9枚目は、法5条3号及び5号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする（電信システムに関する不開示部分を除く）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年8月30日 諮問の受理

- | | |
|-------------|-----------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月10日 | 審議 |
| ④ 平成30年4月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年8月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑥ 同月27日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑦ 同年9月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる5文書である。

処分庁が、文書2ないし文書5について、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分1を行ったのに対し、審査請求人は、i) 不開示処分の対象部分の特定を求める、ii) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである、iii) テーマの重要性に鑑みると特定された文書が少なすぎると思われるとして原処分1の取消しを求める審査請求1を行った。これを受けて、処分庁が、原処分1を変更し、文書2ないし文書5について、不開示部分の一部を追加開示するとともに、文書5について、その一部が同条6号に該当するとして不開示事由を追加し、文書6について、これを新たに特定の上、その全てが同号に該当するとして不開示とする原処分2を行ったのに対し、審査請求人は、iv) 不開示処分の対象部分の特定を求める、v) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである、vi) 文書6についても件名等の特定を求めるとする審査請求2を行った。

審査請求2のうち、上記v) 及び上記vi) については、原処分2により、審査請求1の上記ii) 及びiii) に対応して決定された部分に対しなされたものであると解するのが相当であるところ、諮問庁は、上記iii) 及びvi) について、原処分2において文書6を新たに特定するとともに、上記第3の1(4)エのとおり当該文書の名称を明らかにするが、上記ii) 及びv) について、原処分2で不開示とした部分は法5条3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書2、文書4及び文書5のうち、総番号、発受信時刻及びパターンコード並びに斜めに被覆を施した不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 米国との協議内容及び我が国政府部内の対処方針等について

文書2（上記（1）の不開示部分を除く。）、文書3、文書4（上記（1）の不開示部分を除く。）及び文書5（上記（1）の不開示部分及び32枚目を除く。）の不開示部分には、特定の安全保障上の課題に係る日米間の防衛協力に関する協議の内容並びに当該協議に際しての日本政府の対処方針及び日程・議題等の調整に係る情報等が記載されている。

当該部分のうち、以下に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、日米間の公にされていない防衛協力に係る詳細なやり取り及び日米防衛協力に関する我が国の対応方針等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書2の26枚目本文11行目の不開示部分については、本件対象文書において既に開示されている情報と同旨であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められず、また、今後の政府部内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び5号に該当せず、開示すべきである。

なお、本件対象文書のうち文書2の19枚目について、諮問書に添付された開示実施文書を確認したところ、当該頁には「次頁以下6頁不開示」と表記されているが、諮問庁から提示を受けた文書2の20枚目ないし26枚目の7頁が不開示とされていたため、当該相違について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、開示実施文書に「次頁以下7頁不開示」と表記すべきところを誤記したものである旨説明があった。

(3) 協議の概要及び記録、対処方針並びに日程調整等に係る政府部内における検討内容について

文書5の32枚目及び文書6には、特定の安全保障上の課題に係る日米間の防衛協力に関する協議の概要及び記録、対処方針並びに日程の調整等に係る政府部内における検討内容に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の協議に際しての政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年4か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条3号、5号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、文書2の26枚目本文11行目を除く部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、文書2の26枚目本文11行目は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

文書 2 協議の概要及び記録

文書 3 対処方針

文書 4 調整過程の資料（サブ）

文書 5 調整過程の資料（ロジ）

文書 6 C B R N 防護ワーキンググループ（全体会合の記録・概要，議題案等）

別表

文書	枚・行・文字・語
2	26枚目（斜めに被覆を施した部分並びに本文1行目（13文字目ないし39文字目），2行目，3行目（1語目ないし8語目），4行目（右から5文字目ないし1文字目），5行目（1語目及び2語目），6行目ないし10行目及び11行目（1文字目ないし12文字目）を除く。）
4	23枚目及び26枚目のそれぞれ1行目ないし28行目
5	3枚目（1行目）
	18枚目（1行目ないし3行目）
	30枚目（件名5文字目ないし8文字目及び11文字目ないし17文字目並びにパターンコードを除く。）